

学校法人神谷学園役員報酬規則

(目的)

第1条 学校法人神谷学園（以下「学園」という。）役員報酬に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(役員等の定義)

第2条 役員とは、学園の寄附行為第5条に定める役員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬月額は、別表第1を基準とし、各役員具体的な報酬額については、理事会において決定する。

ただし、具体的な号俸については、理事長に一任する。

- 2 学園の職員（学長、園長を含む）として給与を支給されている理事は、給与規則に則り職員としての給与のみ支給されるため、役員としては無報酬とする。
- 3 前項の場合においても、理事長が特に必要があると認めた理事に対しては、役員報酬を支給することができる。

(報酬の支払日等)

第4条 前条に定める報酬の支払日等は、学園給与規則に準ずる。

(実費弁済)

第5条 第3条に定める報酬のほか、それぞれの職務を行うために必要な費用の弁済を受けることができる。

- 2 非常勤理事が理事会へ出席するための旅費は、実費を支給する。

附則1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則2 この規則は、平成20年4月1日から施行する。当該規程は規則とする。

附則3 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項関係)

役員報酬月額

| 号俸 | 理事長 | 理事 | 監事 |
|----|----------|--------|---------|
| 1 | 月額 20万円 | 月額 2万円 | 月額 3万円 |
| 2 | 月額 30万円 | 月額 3万円 | 月額 5万円 |
| 3 | 月額 50万円 | 月額 5万円 | 月額 10万円 |
| 4 | 月額 70万円 | 月額 7万円 | 月額 15万円 |
| 5 | 月額 85万円 | 月額 9万円 | 月額 20万円 |
| 6 | 月額 100万円 | | |